

皆さんの地域の「人と農地の問題」について考えてみませんか

「人・農地プラン」とは、高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加など、地域が抱える「人と農地の問題」を解決するための「未来の設計図」です。

集落・地域で、次のような内容を話し合い、今後の方向性を決めます。

- ① 今後、地域の中心となる経営体（担い手）を誰にするか。
- ② その担い手へどうやって農地を集積していくか。

「人・農地プラン」に位置付けられると次の支援を受けることができます。

【新規就農者への支援】

● 青年就農給付金（経営開始型）

青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図るため、経営が不安定な就農直後の所得を確保するため150万円（最長5年間）を給付します。
※年齢や所得制限がありません。

【農地集積への支援】

● 経営転換協助力金

土地利用型農業等からの経営転換者や離農者が、プランの中心的経営体に農地を貸し付ける場合、貸付面積に応じた30万円から70万円の協助力金を交付します。

● 分散圏圃解消協助力金

プランの中心的経営体の農地に隣接している農地の所有者などが農地を提供する場合、10アール当たり5千円を交付します。

※どちらの協助力金も販売農家であることが要件となります。（その他にも要件があります。）

【資金の優遇措置】

● スーパーL資金

プランの中心的経営体として位置付けられた認定農業者については、貸付当初5年間の金利を利子助成により実質無利子化とします。

◆ 問い合わせ先

農林水産課

☎ 0858・58・6166

ご存知ですか？

国民年金任意加入制度

老齢基礎年金（65歳から受けられる年金）は20歳から60歳になるまでの40年間保険料を納めなければ、満額の年金を受け取ることができません。

国民年金保険料の納め忘れなどにより、保険料の納付済期間が40年間に満たない場合は、60歳から65歳になるまでの間に国民年金に任意加入して保険料を納めることにより、満額に近づけることができます。

なお、老齢基礎年金を受けるためには保険料の納付済期間や保険料の免除期間等が原則として25年以上必要となりますが、この要件を満たしていない場合は、70歳になるまで任意加入することができます。（ただし、昭和40年4月1日以前に生まれた方に限られます。）

また、海外に在住する日本国籍を持つ方も、国民年金に任意加入することができます。

詳しくは、下記窓口までお問い合わせください。

- ◆ 米子年金事務所 ☎ 0859-34-6111
- ◆ 本庁住民生活課 ☎ 0859-54-5210
- ◆ 大山支所総合窓口課 ☎ 0859-53-3311
- ◆ 中山支所総合窓口課 ☎ 0858-58-6114

提出期限は12月27日締切り！

大山町個人用住宅等助成制度 申請を考慮しておられる方へ

これから新たに助成の申請書を提出する場合の提出期限は平成25年12月27日（金）です。

また、助成制度の対象となる工事は、平成26年3月31日までに完了するものとなっており、完了できないものは交付決定が無効となります。

住宅のリフォーム等予定しておられる際には、お早めにご相談ください。

詳しくは、観光商工課（大山支所）へお尋ねください。

◆ 問い合わせ先

観光商工課

☎ 0859-53-3110

